- ◆平成22年度指定管理者で目的外使用許可申請をしていた、「駐車場」及び「1階喫茶コーナー」については、以下のとおりになりました。
- ①駐車場:目的外使用許可から外れることにより、目的外使用許可の申請及び目的外使用料の支払は不要 <参考>平成22年度 駐車場にかかる目的外使用料:2.868千円
- ②1階喫茶:これまでは、本市が指定管理者に目的外使用許可を与えていたが、本市が直接事業者に目的外使用許可を与えることに変更
- ※業務の基準及び資料8を修正しました。

(金額の単位は円)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額	
自動販売機	5台	186,000	6台	223,200	7台(※1)	248,000	7台	260,400	1
無線LAN	6台	18,600	6台	18,600	6台	11,700	6台	11,700	※ 2
屋外広告	1	-	2箇所	221,760	2箇所	221,760	2箇所	221,760	1
簡易IMCS	_	-	2台	0	2台	0	2台	0	* 3

- ※1 平成21年8月から1台追加され7台
- ※2 平成21年度から使用料が変更。
- ※3 簡易IMCS(携帯電話用屋内用小型基地局装置)については、全額減免。